




令和5年度 ひとり親家庭等のしおり

～母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんへ～

(このしおりの内容は、大津市以外の県内にお住まいの方を対象としています。)

安心して子どもを育てたい
 経済的に安定した暮らしがしたい
 子育てのこと、仕事のこと、いろいろな情報がほしい
 そんなあなたを応援します！

「母子家庭」のお母さんは、 マークの制度がご利用になれます。
 「父子家庭」のお父さんは、 マークの制度がご利用になれます。
 「寡婦」の方は、 マークの制度がご利用になれます。

* 母子父子寡婦福祉法では、「寡婦」とは、「配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法の規定により児童を扶養していたことのあるもの」と定められています。

施策活用イメージ

	乳幼児期 (～5歳)	学齢期 (6歳～)	学齢期 (15歳～)	18歳以降
子育て・生活支援	認定こども園・保育所 P.9	放課後児童クラブ		
	ファミリー・サポート・センター			
	子育て短期支援事業 P.4			
	日常生活支援事業 P.3			
	生活福祉資金 P.6			
	母子福祉支援資金 P.4			
	こども食堂			
教育支援		就学援助制度	高等学校等就学支援金 P.9 奨学のための給付金 P.9 滋賀県奨学資金 P.9	日本学生支援機構奨学金 P.9
就労支援	滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター P.1			
	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 P.2			
	自立支援教育訓練給付金事業 P.1			
	高等職業訓練促進給付金等事業・高等職業訓練促進資金貸付金 (入学・就職準備金) P.1、4			
	高等職業訓練促進資金貸付金 (住宅支援資金) P.4			
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 P.1			
経済支援	児童手当 P.7			
	児童扶養手当 P.7			
	養育費確保支援 (公正証書等作成促進補助金・保証契約締結促進補助金) P.8			
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 P.5			
	母子家庭・父子家庭福祉医療費助成 P.8			
	各種相談窓口 P.10,11			

働くお手伝いをします



滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

支援センターでは、再就職、転職、能力開発（職業訓練）、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。就業支援員やプログラム策定員がサポートします。

所在地：近江八幡市鷹飼町 80-4（男女共同参画センター滋賀マザーズジョブステーション内）

電話：0748-37-5088 FAX：0748-37-5488

相談時間：午前 9 時～午後 5 時（受付午後 4 時迄）（月曜日、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始、施設点検日は休み）

●就業相談（電話・面接相談・オンライン相談）

就職活動に関する不安や、就労に伴う悩み、困りごとなどを一緒に考えサポートします。

■出張就労相談

（場所）滋賀マザーズジョブステーション草津駅前

（日時）毎週火曜日、午前 10 時～午後 4 時（受付午後 3 時迄） ※その他随時、市町等へ巡回相談

●就業情報提供

ハローワークで受け付けられた新着求人情報を提供しています。センターに求職の登録をいただいた方には、講習会などの案内やセンターだよりを送付します。

なお、マザーズジョブステーション内のハローワークで求職登録された方は、紹介状の交付も受けられます。

●就業支援講習会

令和 5 年度は以下の講習会を開催します。受講料は無料（テキスト代・問題集は自己負担）

応募者多数の場合は抽選とします。（先着順ではありません。）

■介護保険事務講座

5/27,6/3,10,17,24,7/1,8,15,22,29,8/5,19

（12日間）定員 12 名

開催時間：5 時間 / 日

（午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分）

会場：男女共同参画センター講習室

※6 か月児～未就学児童 無料保育有

■パソコン講座（実践 Excel 表計算部門 3 級受験対策）

9/23,30,10/7,14,21,28,11/3（7日間）定員 12 名

■簿記 3 級（日商簿記 3 級受験対策）

11/18,25,12/2,9,16,23,1/13,20,27,2/3,10,17（12日間）定員 12 名

■はじめての PowerPoint 3/2,9,16（3日間）定員 12 名

※募集期間については、直接お問い合わせください。



自立支援教育訓練給付金事業

県・市があらかじめ指定した職業能力開発講座を受講して、修了した場合、受講料の 60%を支給します（上限 160 万円）。ただし、所得制限があります（児童扶養手当が支給される程度と同等の所得水準）。受付窓口は市にお住まいの方は市役所担当課、町にお住まいの方は県健康福祉事務所となっています。支給を希望する場合は、受講を開始する前にご相談ください。なお、雇用保険加入期間が 1 年以上の方は、まず雇用保険の教育訓練給付金制度（給付内容は受講料の 20%）を受給し、残りの 40%についてこの給付金を利用することとなりますので、まずは最寄りのハローワークへお問い合わせください。



高等職業訓練促進給付金等事業

看護師などの資格取得を目的とし、養成機関で 1 年以上のカリキュラムを受講する場合（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合は 6 月以上）に、受講期間の生活資金を支給します。ただし、所得制限があります（児童扶養手当が支給される程度と同等の所得水準）。

◆支給対象期間：上限 4 年間

◆支給金額：市町民税非課税世帯には月額 100,000 円、市町民税課税世帯には月額 70,500 円（最終 1 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合は、12 月未満であるときは当該期間）はそれぞれ 40,000 円増額）。また、養成課程を修了した方に対して、修了支援給付金が支給されます（市町民税非課税世帯には 50,000 円、市町民税課税世帯には 25,000 円）。

受付窓口は市にお住まいの方は市役所担当課、町にお住まいの方は県健康福祉事務所となっています。支給を希望する場合は、受講を開始する前にご相談ください。



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための対策講座（通信講座を含む）を受講開始時に受講料の 40%を支給します（開始時給付金（上限 20 万円））。修了した場合、受講料の 10%を支給します（修了時給付金）。また、受講修了日から 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格された場合に、受講料の 10%を支給します（合格時給付金）。ただし、所得制限があります（児童扶養手当が支給される程度と同等の所得水準）。修了時給付金の上限は開始時給付金と合わせて 25 万円。開始時給付金、修了時給付金と合格時給付金の合計の上限は 30 万円です。※通信制の場合は上限が変わります。

受付窓口は市にお住まいの方は市役所担当課、町にお住まいの方は県健康福祉事務所となっています。事業の実施の有無は市によって異なりますので、支給を希望する場合は、受講を開始する前にご相談ください。（平成 28 年度から、ひとり親家庭の子どもも対象となっています。）



母子・父子自立支援プログラム策定事業

就労に対して意欲のあるひとり親家庭のお母さん・お父さんを対象に、個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワーク、市役所、県健康福祉事務所、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。

18歳到達の年度末までの児童を扶養している ひとり親家庭のお母さん・お父さん等

- 就業を希望されている方
- 自分に向いている仕事が見つからず悩んでいる方
- なかなか就職が決まらない方 など



まずは、各市役所、県健康福祉事務所(町にお住まいの方)もしくは滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターへご相談ください。

- 面接相談
- 状況・課題等把握
- 関係機関等の連絡調整
- 自立支援計画書の作成

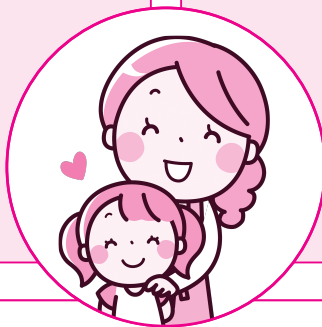
あなたに合った就労支援メニューの選定

ハローワーク

- ハローワークにおける就職支援
- ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん
- 民間の教育訓練講座の受講勧奨
- 一般の職業相談・紹介の実施 など

各市役所、 県健康福祉事務所

- 自立支援給付金
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- 日常生活支援事業
- 子育て支援事業 など



滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

- 母子家庭等就業・自立支援事業

ハローワーク、各市役所、県健康福祉事務所、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって就業までをサポートします!!

就労による自立

子育てや家事を支援します



日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭および寡婦の方が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むことに支障が生じている場合、家庭生活支援員を派遣し、家事や児童の世話などのお手伝いをします。

ひとり親家庭のみなさん！あなたの困った時に

家事や介護、子育てをサポートします！

どのような仕事が頼めるの？

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買い物、医療機関との連絡など

利用できる日数は？

1事由につき10日までが目安です。

① 【まずは登録】

最寄りの市役所・町役場に登録を申請します。→ 派遣対象家庭に選定

② 【申し込み】

登録された方は、派遣申請書に希望する支援の内容を記入し、3日前までにのぞみ会へ依頼します。

③ 【派遣調整】

のぞみ会が家庭生活支援員の派遣調整を行います。

④ 【事前打ち合わせ】

派遣される家庭生活支援員から連絡がありますので、詳細について打合せをします。

⑤ 【家庭生活支援員がサポート】

旧訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上、介護福祉士、看護師、保育士および幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者、または県の指定する一定の研修を修了した支援員がサポートします。

生活援助…利用者宅を訪問し、家事などのお手伝いをします。

子育て支援…支援員の自宅でお子様のお世話をします。

⑥ 【費用の支払い】 ※所得に応じた負担となります。

○家事、介護の場合 1時間あたり150円～300円

○保育(子育て)の場合 1時間あたり70円～150円

※児童が2人以上の場合は、1人につき、上記の金額に0.5を乗じた額を加算します。

※生活保護世帯、市町民税非課税世帯には、負担はありません。

■登録後、引き続き支援を受けようとする場合は、毎年8月1日から10月末日までに、市町に更新手続きが必要となります。

※この事業の派遣調整等の連絡は、滋賀県から委託を受けた滋賀県母子福祉のぞみ会が行います。

滋賀県母子福祉のぞみ会とは、母子家庭や寡婦の福祉増進をめざし、様々な取り組みを行う団体です。詳しくは、のぞみ会または市役所・町役場担当窓口へおたずねください。

滋賀県母子福祉のぞみ会 TEL:077-522-2951 FAX:077-521-5082 HP <http://nozomi-kai.com>

母子家庭や父子家庭、寡婦の方の家事や介護、子育てをサポートする家庭生活支援員になりませんか？

①生活援助(食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など)

②子育て支援(乳幼児の保育、学童期の子どもの世話など)

→旧訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上、介護福祉士、看護師、保育士および幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者

→介護職員初任者研修、子育て支援員研修(地域保育コース)等の一定の研修を修了した方

◆支援までの流れ

滋賀県から委託を受けた滋賀県母子福祉のぞみ会へ登録 → 依頼、調整の連絡 → 派遣、支援の実施 → 内容、時間に応じた報酬の支給

(生活援助1時間あたり1,860円、子育て支援1時間あたり900円)

※上記は基本単価です。支援する時間帯や支援家庭の子どもの人数によって、単価が変わります。



子育て短期支援事業

(大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・高島市・東近江市・愛荘町・豊郷町・多賀町)

保護者の病気やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童福祉施設等において、一定期間養育や保護を行う事業です。ただし、食事代など事業に要する費用を、前年所得に応じて負担していただく場合があります。

市にお住まいの方は市役所、町にお住まいの方は町役場へおたずねください。

無利子または低金利の貸付制度があります



高等職業訓練促進資金貸付金(入学・就職準備金)

滋賀県母子福祉のぞみ会では、高等職業訓練促進給付金(1ページ参照)を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す方に対して、入学準備金および就職準備金の貸付を行っています。

ただし、所得制限があります(児童扶養手当が支給される程度と同様の所得水準であること)。

◆貸付額：入学準備金・・・50万円(養成機関入学時)

就職準備金・・・20万円(養成機関修了後、資格取得の場合)

◆卒業後1年以内に資格を活かして就職し、5年間従事した場合は返還が免除となります。



高等職業訓練促進資金貸付金(住宅支援資金)

滋賀県母子福祉のぞみ会では、児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対して、住宅支援資金貸付を行っています。

◆貸付額：入居している住宅の家賃の実費(上限4万円) ※原則12か月

◆住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職または転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合は、返還が免除となります。

いずれの貸付金の受付窓口は、市にお住まいの方は市役所担当課、町にお住まいの方は県健康福祉事務所となっています。貸付を希望する場合は、事前にご相談ください。



母子福祉援護資金

滋賀県母子福祉のぞみ会では、生活費など急に資金が必要となったとき、または結婚資金が必要なときに貸付を行っています。詳しくは、滋賀県母子福祉のぞみ会(電話：077-522-2951)へおたずねください。(児童扶養手当証書など母子家庭であることが確認できる書類をお持ちください。)



母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、安心した生活ができるよう修学資金等の貸付を行っています。ご相談やお申し込み先は、各市役所担当課または県健康福祉事務所です。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧

貸付金の種類	貸付限度額（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利 子
修学資金	18,000円 ～122,000円(月) *学校種別等により異なります。	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	10年以内 専修学校(一般課程) は5年以内	無利子
就学支度資金	64,300円 ～590,000円 *学校種別等により異なります。		当該学校卒業後 6か月	大学(院)短大)10年以内 高校その他5年以内	無利子
修業資金 (自動車免許取得)	68,000円(月) (460,000円)	知識技能を習得する 期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 6か月または1年	10年以内 (自動車免許取得は6年以内)	無利子
就職支度資金	105,000円 (自動車購入の場合 340,000円)		6か月または1年	6年以内	父母等の就職にかかるもの：年1.0% 子の就職にかかるもの：無利子
技能習得資金 (自動車免許取得) (各種学校等)	68,000円(月) 自動車免許取得 (460,000円) 各種学校等 (816,000円)	知識技能を習得する 期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 6か月または1年	10年以内	年1.0%
医療介護資金	医療 340,000円 医療特別 480,000円 介護 500,000円		医療介護を受ける 期間満了後6か月	5年以内	年1.0%
生活資金	一般 108,000円(月) 技能 141,000円(月)	知識技能を習得する 期間中5年以内 医療・介護を受けている 期間中1年以内 離職した日の翌日から 1年以内	知識技能習得期間 等終了後6か月	技能習得者は10年以内 医療介護を受けた者は 5年以内 ひとり親家庭となつて 7年未満の者は8年以内 失業中の者は5年以内	年1.0% (技能習得、医療介護を受ける場合、 およびひとり親家庭となつて 7年未満の者については、 月額4万円合計96万円までは 無利子)
住宅資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)		6か月	6年以内 (特別：7年以内)	年1.0%
転宅資金	260,000円		6か月	3年以内	年1.0%
結婚資金	310,000円		6か月	5年以内	年1.0%
事業開始資金	3,260,000円		1年	7年以内	年1.0%
事業継続資金	1,630,000円		6か月	7年以内	年1.0%

※原則として連帯保証人を付けてください（連帯保証人を付けた場合は無利子となります）。

なお、貸付金の種類、借受人の就労状況や収入状況などにより、連帯保証人を付けることが必要となります。

※修学資金については、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会が実施している生活福祉資金（教育支援費）の貸付を受ける方については、貸付対象となりません。

※生活資金は、知識技能を習得している方、医療介護を受けている方、ひとり親家庭となつて7年未満（生活安定期間）の方または失業して1年以内の方を貸付対象としています。生活安定期間の貸付は月額108,000円で合計259.2万円を限度とします。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円を限度として貸し付けることができます。

※修業資金の自動車免許取得は、内定等により1年以上の就労見込があり、かつ就労に関し必要とする場合などに限ります。

※就職支度資金は、会社などへの入社後1か月以内に申請することが必要です。自動車購入は車通勤することが必要と認められる場合のみ対象となります。

※住宅資金を用いて住宅の補修・改築・増築を行う場合は、現在居住し、かつ所有する住宅に限ります（許可を得て公営住宅を補修する場合も含む）。



生活福祉資金

低所得者、障害者または高齢者の世帯を対象に、経済的な自立および生活意欲の助長促進、ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう、資金の貸付と民生委員児童委員による必要な生活支援を行っています。お申し込み先は、各市町の社会福祉協議会です。詳しくは、民生委員児童委員または市町社会福祉協議会へおたずねください。

生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、相談支援等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※総合支援資金の貸付には、原則、自立相談支援事業の利用が必須						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（12か月以内）※3か月を上限に、延長3回まで	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 ※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります。						
福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安	貸付日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内 ※以下は目安	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460万円)		(20年以内)		
	技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内		(8年以内)		
	住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円以内)		(7年以内)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円以内)		(8年以内)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円以内)		(8年以内)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円以内)		(10年以内)		
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内		(5年以内)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内		(5年以内)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円以内)		(7年以内)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円以内)		(3年以内)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円以内)		(3年以内)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円以内)		(3年以内)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円以内)	(3年以内)			
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ●医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ●火災等被災によって生活費が必要なとき ●その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	※緊急小口資金の貸付には、原則、自立相談支援事業の利用が必須 10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 ※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります						
教育支援費	●低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費 注 困窮者自立支援事業等の利用が必要な世帯で、特に必要と認めた場合は、右に記載の貸付限度額を1.5倍とする場合があります。(詳細は相談窓口お問い合わせください)	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※ただし、世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	●低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

支給されます.....

児童扶養手当

父母の離婚等によりひとり親となった家庭の親、または親にかわってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障害がある児童のもう一方の父母に対して支給されます（「児童」とは18歳到達の年度末まで、または20歳未満で心身におおむね中度以上の障害のある児童をいいます。）。平成26年12月から、公的年金の金額が児童扶養手当の金額より低い場合は、その差額分について支給されるようになりました。

手当の支給は、前年の所得に応じて、全部支給（月額44,140円）、一部支給（月額44,130円～10,410円）、全部支給停止となります。年に6回（奇数月）支払月の前月までの2か月分が支給されます。

また、受給者が父または母の場合、支給開始月から5年または支給要件該当月から7年のいずれか早い方を経過したとき（ただし、3歳未満の児童を監護する父または母は、その児童が3歳に達した日の翌月から5年を経過したとき）、手当額が2分の1になります。ただし、就職している、求職活動をしている、障害等のために働けないなどの証明があれば減額されませんので、市役所または町役場から通知があったときは、期日までに必要な書類を提出してください。

扶養親族等の数	令和4年分所得		
	請求者(本人)		扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

児童手当

中学校を卒業するまでの児童（15歳到達の年度末までの児童）を養育している方に支給されます。支給額は右表のとおりです。お住まいの市役所・町役場へ申請が必要です。（公務員の方は勤務先へ申請してください。）

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。②以上の場合、児童手当等は支給されません。①・②については下表のとおりです。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。（例：6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。）

養育費確保に向けた支援があります

公正証書等作成促進補助金

養育費の債務名義化に要する経費のうち、公証人手数料や弁護士相談費用等を補助します。ただし、所得制限があります。

支給金額：実費額（上限3万円）

保証契約締結促進補助金

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費を補助します。ただし、所得制限があります。

支給金額：実費額（上限5万円）

※令和5年度以降に支払った経費が対象です。翌年度4月末日までに申請が必要です。

上記補助金は、郡部6町にお住まいの方を対象としています。事前にお住まいの町役場、健康福祉事務所、子ども・青少年局のいずれかにお問い合わせください。なお、市にお住まいの方は各市役所にお問い合わせください。

※養育費の確保に向けて

養育費の支払いは、親としての当然の義務です。たとえ、無収入や自己破産した場合でも、養育費を負担する義務はなくなりません。養育費の取り決め内容は、書面によりできるだけ具体的に記載し、父母が署名するようにしましょう。養育費の支払いの約束が守られないときは、法的な強制力で養育費を確保することもできます。弁護士による無料の法律相談等を利用しましょう。

医療費の援助をします

母子家庭・父子家庭福祉医療費助成

医療保険各法の被保険者および被扶養者である母子家庭の母と子・父子家庭の父と子（「子」とは、18歳到達の最初の年度末までにあるもの）に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。なお、通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円(月額14,000円限度)の自己負担が必要となります。

ひとり暮らし（高齢）寡婦福祉医療費助成

医療保険各法の被保険者および被扶養者であるひとり暮らし寡婦（65歳未満の女子で、1年以上ひとり暮らしで、今後もひとり暮らしが続くと見込まれるもの）に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。なお、通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円(月額14,000円限度)の自己負担が必要となります。

また、ひとり暮らし高齢寡婦（65歳以上75歳未満）についても助成制度があります。

優遇制度があります

JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯の方が通勤にJRを利用する場合、通勤定期乗車券代が3割引になります。

市にお住まいの方は市役所担当課へ、町にお住まいの方は町役場へおたずねください。

就労のための訓練等に要する定期乗車券代についても、割引対象となる場合があります。

公営住宅への入居

県営住宅では、入居者の募集にあたりひとり親家庭に優遇措置制度があり、申込者が募集戸数を上回り、抽選となった場合、抽選番号を2つもらうことができます。

市町営住宅についても、ひとり親世帯向け住宅の設置や優遇制度を設けているところがありますので、お住まいの市役所・町役場へおたずねください。



保育サービス等の充実

保育所等について、ひとり親家庭の優先入所が全市町で実施されています。小学校児童の放課後の健全育成と保護者の子育てと仕事との両立を目的とした放課後児童クラブの優先入所については、一部の市町で実施されています。詳しくは、お住まいの市役所・町役場へおたずねください。

修学を援助します.....



高等学校等就学支援金

保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な場合、国から授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」が県を通して各学校へ直接支給されます。

在学する学校にお問い合わせください。



奨学のための給付金

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）が支給されます。

在学する学校にお問い合わせください。



滋賀県奨学資金

高等学校等に修学しようとする生徒で、経済的な理由により修学することが困難な方に貸与されます。

在学する学校に相談してください。



日本学生支援機構奨学金

学生・生徒で、経済的な理由により大学等の修学が困難な方に資金が貸与または給付されます。

在学する学校の先生に相談してください。



滋賀県保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対して、修学資金の貸付を行っています。卒業後、滋賀県内の保育所等で保育業務に5年間引き続き従事することにより、返還が免除されます。

詳しくは、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（電話：077-567-3958）までお問い合わせください。

相談窓口をご利用ください

各種ご相談は.....

■滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター

ひとり親家庭等の皆さんの生計に関する事、子どもまたは親の学習に関する事、就労に関する事、住まいに関する事など様々な相談に対して、専門の相談員が無料でアドバイスやサポートを行います。

◎相談方法：来所相談（※事前予約）、電話相談、メール相談、出張相談、オンライン相談

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター（大津市におの浜四丁目3番26号「滋賀県母子福祉施設のぞみ荘」内）

◎相談日時：毎週月～金曜日、毎月第1・3土曜日 午前9時～午後5時

電話番号：077-526-8801

メールアドレス：support@nozomi-kai.com

LINE相談→



法律に関するご相談は

■滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

弁護士による法律相談および専門相談員による養育費相談を実施しています（無料）。※事前予約制
予相談時間は一人50分程度です。

◎申し込み先 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター 近江八幡市鷹飼町 80-4
TEL：0748-37-5088（火～日曜日・祝日 午前9時～午後4時）

【弁護士相談】

近江八幡会場（G-NET しが）

（近江八幡市鷹飼町 80-4 「男女共同参画センター」内）

- 日時：毎月1回 午後1時～午後4時
令和5年
4月13日、5月11日、6月8日、
7月13日、8月10日、9月14日、
10月12日、11月9日、12月14日
令和6年
1月11日、2月8日、3月14日

大津会場

（大津市におの浜4丁目 3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内）

- 日時：毎月1回 午後1時～午後4時
令和5年
4月27日、5月25日、6月22日、
7月27日、8月24日、9月28日、
10月26日、11月22日、12月21日
令和6年
1月25日、2月22日、3月28日

【養育費相談】

近江八幡会場(G-NET しが)

（近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内）

- 日時：令和5年6月3日(土)、
9月2日(土)、11月11日(土)

草津会場(草津市役所本庁隣)

（草津市草津3丁目 13-30
さわやか保健センター2階）

- 日時：令和5年8月6日(日)

大津会場

（大津市におの浜4丁目 3-26
滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内）

- 日時：令和6年2月3日(土)

■法テラス（日本司法支援センター）

法テラスでは、法的トラブルの内容に応じて法制度や相談窓口等を無料で情報提供しています。
養育費等についてお悩みのときはご利用ください。

【サポートダイヤル】0570-078374（IP電話からは03-6745-5600）

平日 午前9時～午後9時、土曜日 午前9時～午後5時

子どもについてのご相談は

■子ども家庭相談センター

子どもの虐待をはじめ子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう専門的な知識および技術を必要とする相談に応じています。

中央子ども家庭相談センター 電話：077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター 電話：0749-24-3741
大津・高島子ども家庭相談センター 電話：077-548-7768

■市町の児童相談担当課（家庭児童相談室など）・県健康福祉事務所子ども家庭相談室

子育て、虐待などの問題について、家庭児童相談室などで相談に応じます。

■子ども・子育て応援センター（愛称：こころんはいやる）

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

所在地：大津市京町四丁目1-1（県庁東館3階、JR大津駅から東へ徒歩5分）

電話：077-524-2030 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

相談時間：午前9時～午後9時（12/29～1/3除く）

■こころのサポートしが LINE 相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談に応じます。

相談時間：午後4時～午後10時



こころのサポートしが LINE 相談

■子育て支援センター・つどいのひろば

地域の子育て家庭に対し、親子の交流の場を提供するとともに、育児不安などについての相談指導や育児支援を行っています。詳しくは、市役所・町役場へお問い合わせください。

■精神保健福祉センター

こころの電話相談 心の健康に関する相談に応じています。

相談時間：月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後9時（土・日・祝日、年末年始は除きます）
電話：077-567-5560（こころまる）

お困りのときのご相談は

■ 各市役所および県健康福祉事務所（母子・父子自立支援員）

生計、子育て、日頃の暮らしのことなどについて相談に応じ、必要な支援などを行います。

担当課名	電話番号	担当課名	電話番号
彦根市子育て支援課	0749-26-0994	野洲市子育て家庭支援課	077-587-6884
長浜市子ども家庭支援課	0749-65-6514	湖南市子ども政策課	0748-76-4701
近江八幡市子育て支援課	0748-36-5562	高島市子育て政策課	0740-25-8136
草津市子ども家庭・若者課	077-561-2364	東近江市こども政策課	0748-24-5643
守山市こども家庭相談課	077-582-1137	米原市子育て支援課	0749-53-5132
栗東市子育て支援課	077-551-0114	東近江健康福祉事務所	0748-22-1300
甲賀市子育て政策課	0748-69-2176	湖東健康福祉事務所	0749-21-0281

■ ひとり親家庭福祉推進員

母子家庭や父子家庭、寡婦の身近な相談相手として、地域ごとに配置されています。

ひとり親家庭サポート定期便

年に3回、県や市町の各種情報をひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けします。
ご希望の方は、お住まいの市役所・町役場までお申し込みください。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員

市町や福祉事務所など行政機関と協力して安心して暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます。
生活に困ったときや子育てのことなど、身近な相談相手として地域ごとに配置されています。

■ ヤングケアラーに関する相談

各市町子育て支援担当課でヤングケアラーに関する相談に応じています。



ヤングケアラーに関する相談窓口

■ 女性の悩みごと相談（DV や家庭における悩み）

女性のさまざまな相談に応じています。

中央子ども家庭相談センター：077-564-7867

#8008（短縮ダイヤル）

（来所相談）月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

（電話相談）毎日 午前8時30分～午後10時

※電話相談は土日・祝日・年末年始も相談可

彦根子ども家庭相談センター：0749-24-3741

（来所相談）月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

（電話相談）月～金 午前8時30分～午後5時15分

男女共同参画センター：0748-37-8739（みなはなさく）

火・水・金・土・日曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時

木曜日 午前9時～正午、午後5時～午後8時30分

（月曜日、祝日の翌日、年末年始、施設点検日はお休み）

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3554 FAX 077-528-4854